

令和4年度八幡浜地区施設事務組合消防職員募集要領(随時)

1 試験区分および採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	勤務場所
消防職経験者	1 人程度	消防本部又は消防署

※採用予定人員については変更になる場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(8)までの要件をすべて満たす者

- (1)日本国籍を有する者
- (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3)平成5年4月2日以降に生まれた者で、愛媛県内外の消防機関で消防吏員としての職務経験1年以上有し、且つ令和4年3月31日以前に退職した者
- (4)視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であり、赤色、青色及び黄色の色彩が識別できる者
- (5)聴力が正常である者
- (6)災害現場等における消防職務遂行に必要な体格及び体力を有し、健康である者
- (7)採用後、八幡浜市、伊方町又は西予市三瓶町内に居住する者
- (8)準中型免許を取得している者、又は採用後、速やかに準中型免許を取得する者

3 受付期間等

受付は、郵送のみとします。

受付期間は、令和4年11月9日（水）から令和5年2月28日（火）まで。

なお、随時実施する試験の結果により受付期間を早期に締め切る場合があります。

4 書類選考

毎月末ごとに実施します。

5 消防職経験者試験

(1)試験日時

応募のあった翌月に別途試験日時を設定します。

(2)試験方法及び内容

区 分	試験科目	試験内容
消防職 経験者試験	作文試験 (60分)	課題に対する個人的な意見や考えを400字詰め 原稿用紙2枚に記述
	面接試験 (30分)	個別面接による試験

(3) 留意事項

- ①旅費、宿泊費、燃料費等の支給はありません。
- ②試験中の負傷については、原則、自己責任となります。
- ③試験当日は、受験者及び受験者送迎用の自動車は駐車できません。

6 試験会場

愛媛県八幡浜市松柏丙796番地

八幡浜地区施設事務組合消防本部

7 合格発表

(1) 発表の時期

随時

(2) 発表の方法

八幡浜市役所前掲示板並びに八幡浜地区施設事務組合消防本部ホームページに掲示するほか、受験者に結果を文書で通知します。

8 受験手続

(1) 試験申込書の請求

試験申込書は、八幡浜地区施設事務組合消防本部総務課にあります。八幡浜地区施設事務組合消防本部ホームページからダウンロード（PDFファイル）することもできます。申込書を印刷の際は、A4両面印刷をしてください。郵送で請求する場合は、120円切手を貼った宛先、郵便番号明記のA4サイズの返信用封筒を同封してください。

(2) 提出書類及び申込の方法

- ①試験申込書
- ②受験票作成用写真1枚（試験申込書と同じ写真・サイズ縦4cm横3cm）
- ③受験票返信用封筒（長形3号）（宛先、郵便番号を明記し84円分の切手を貼ったもの。）

上記提出書類を(3)試験申込先に提出してください。

※郵送で試験申込書を提出する場合は、試験申込書を折らないようにA4サイズの封筒に入れ、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 試験申込先（問合せ先）

〒796-0010

愛媛県八幡浜市松柏丙796番地

八幡浜地区施設事務組合消防本部総務課

（電話）0894-24-0119（総務課直通）

9 採用予定日及び給与等

(1) 採用予定日

令和5年4月1日に八幡浜地区施設事務組合消防職員に採用予定です。

なお、採用後、場合によっては愛媛県消防学校に約6か月間入校し、消防職員として必要な教育・訓練を受けていただくことがあります。

(2) 給与

八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給します。職歴等については、一定の基準に基づき調整します。
（令和4年4月1日現在）

区 分	初任給（現行）	諸 手 当
高 卒	150,600円	八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例等に規定する扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当等を該当者に支給します。
大 卒	182,200円	

(3) 合格の取消について

合格から採用までの間に、受験資格の喪失、試験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合は合格を取り消します。